

東日本大震災により被災した入学志願者の検定料の免除について

本学では、東日本大震災により被災された方の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、平成 28 年度入学志願者（平成 27 年 9 月及び 10 月入学志願者を含む）に係る検定料を免除する特例措置を講じます。

○特例措置の概要

1. 免除対象となる入学者選抜試験

- (1) 平成 28 年度学部入試（一般入試（前期日程）、推薦入試、外国学校卒業学生特別選考、学部英語コース特別選考、学士入学、編入学）
- (2) 平成 28 年度大学院入試（平成 27 年 9 月、平成 27 年 10 月及び平成 28 年 4 月入学の大学院正規課程を対象とし、出願受付が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの期間内に行われる入学試験）
- (3) 平成 28 年度教育学部附属中等教育学校入学検査及び後期課程編入学試験

2. 対象者

上記 1 に掲げた試験の志願者で、次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 東日本大震災による災害救助法が適用されている地域（東京都を除く）で被災した志願者で、次のいずれかに該当する方
 - ア 学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
 - イ 学資負担者が死亡又は行方不明の場合
- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された方

3. 申請方法並びに申請書類

《申請方法》

- ・上記 1. の (1) 《学部入試》に該当される方は出願前に、「5. 問い合わせ先」に記載の本部入試課までご連絡ください。
- ・上記 1. の (2) 及び (3) 《大学院入試及び附属学校入試》の免除申請は、各研究科及び附属学校へご確認ください。

《申請書類・・・検定料免除申請書、返還請求書（検定料納付済の場合）のほか、次の証明書類（いずれの証明書もコピー可）の提出が必要です》

- ・上記 2 の(1)アに該当する方・・・公的機関が発行するり災証明書
- ・上記 2 の(1)イに該当する方・・・公的機関が発行する死亡又は行方不明を証明する書類
- ・上記 2 の(2)に該当する方・・・公的機関が発行する被災証明書

4. 免除方法等

申請のあったものについて、審査の結果、対象と判断した場合、納付すべき検定料を免除します。また、納付済みの検定料に関しては、審査の結果、対象と判断した場合、検定料額を返還します。

5. 問い合わせ先

- (1) 学部入試（上記 1. の (1) に係るもの）：本部入試課 03-5841-2085
- (2) 大学院入試（上記 1. の (2) に係るもの）：各研究科 大学院担当
- (3) 附属学校入学検査（上記 1. の (3) に係るもの）：附属中等教育学校事務室 03-5351-9050